

境木中学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月 31 日策定

平成 30 年 2 月 28 日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義 ※いじめ防止対策推進法 第 1 章総則 定義 第 2 条より

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめられた生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことがないように、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。そして個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

そのため、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目することも必要である。

(2) 学校いじめ防止基本方針の目的

- ・いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性があるもつとも身近で深刻な人権侵害である。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為をゆるさず、毅然とした態度で指導していく。
- ・特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚して相互に協力し、最重要課題として取り組む。また、子どもにも、いじめを許さない子ども社会の実現に努めさせる。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ・自尊感情を育てる。互いを認め合い、だれもが安心して生活できるような温かい人間関係をつくり自己実現を目指し、他者を排除するような雰囲気形成させない集団・環境をつくる。
- ・いじめに対する早期発見・早期対応の確立をする。日頃から子どもや保護者との信頼関係を強化し、教職員との相談や報告がスムーズにできる体制づくり・いじめを見逃さない体制強化を行う。
- ・いじめに対する適切な対処・措置を講じる。子どもが「必ず守ってもらえる」という安心と信頼を抱いて生活できるように、学校・家庭・地域・関係機関と連携して対応する。
- ・子どもは、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

いじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成

- ・校長、副校長、教務主任、生徒指導専任、学年主任、養護教諭とする。
必要に応じて担任、部活動顧問、心理や福祉の専門家等、外部の専門家の参加を求める。
(たとえば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家)

- ・「いじめ防止対策委員会」は常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに開催する。

(2) 委員会の役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施の中核となる。いじめ防止に向けた教職員の意識と資質を高めるための研修等の取組を継続して行う。
- ・いじめに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・重大事態が起こった場合は、本委員会が中核となって調査を行う。
- ・いじめ防止等に向けた学校の取組について、P D C Aサイクルで検証を行う。
(Plan Do Check Act サイクル)
- ・防止対策委員会での検討事項、取組の経過は毎月、教育委員会に報告をする。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組（本校としての取組）

(1) いじめ防止への取組

- ・すべての教育活動を通して生徒が達成感を得られる、認められる場面を意識して指導・支援を行い、子どもの自尊感情を育む（学校行事等での活躍、部活動、地域ボランティア等）。
- ・教職員がいじめについて、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるという高い人権意識を維持するために、計画的に研修会を行う。
- ・人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図り、相手を認め思いやる気持ちを育てる。
(主張大会による考え方の共有、地域ボランティア参加、人権作文、養護学校との交流等)
- ・豊かな心の育成のために、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係および支え合う学校風土をつくる。
(子どもの社会的スキル横浜プログラム＝アンケート及びコミュニケーションのスキル向上を目指したグループワーク等)

(2) 早期発見のための取組

- ・いじめを見逃さない教職員の体制づくり（学年・生徒指導専任・養護教諭の情報共有）を行う。
- ・生徒が相談しやすい関係づくり、環境の整備、スクールカウンセラーの効果的活用をする。
- ・全生徒を対象とした学級担任との教育相談を実施する。（年3回。新学期当初、夏休み明け、冬休み明け）新学期当初は、保護者教育相談も併せて実施する。
- ・全市一斉のいじめに関するアンケート（「いじめ解決一斉キャンペーン」）を実施する。
- ・主任児童委員、小中学校児童生徒指導専任と連携し、情報交換を月1回中学校で実施する。
- ・インターネット上で行われているいじめに対しては、関係機関と連携し、講習や講演を重ねていくことで啓発を行う。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上および保護者の啓発に努め、保護者とともに問題解決を進める。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心として組織的に、迅速かつ適切に対応する。当該生徒を守り通すとともに、いじめに関わった生徒に対しては毅然とした態度で指導する。
- ・当該生徒に対しては心情を十分に考慮し、状態に合わせた継続的なケアを行う。またいじめに関わった生徒に対しては、再発防止に向けて適切に指導するとともに継続的な指導・支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体、または財産に重大被害が生じる場合は、直ちに警察に通報して当該生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を十分に行い、当該生徒や保護者の意向にも配慮した上で警察に相談・通報し、連携をして対応していく。
- ・いじめ事案については解決したと思われる事案が再発することがないように、学校のみならず、学校教育事務所などにおいても継続的に状況確認を行う。また関わった生徒の経過を丁寧に追い、再発防止に努める。
- ・いじめが解消している状態とは、「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされていることをいう。一定期間の見守りを行い、当該生徒および保護者へいじめの解消具合を面談等で確認する。

(4) 特に配慮が必要な生徒

- ・日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者に寄り添い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味 ※いじめ防止対策推進法 第28条より

- ①「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 ※相当の期間とは、年間30日をめやすとする。

(2) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・調査主体は教育委員会または学校である。学校は速やかに、いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・調査を行うことにより、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の再発防止を図る。
- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(4) 児童生徒・保護者への報告

- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適切な情報提供・報告を行う。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・この基本方針は、必要があると認められた時には速やかに改定し、再公表する。

6 取組の年間計画

月	取組	年間を通しての取組
4月	・組織決定。年間目標・計画の立案	・教職員研修の実施
5月	・集団の特性把握 ・生徒との教育相談 ・保護者との教育相談 ・子ども会議に向けた取組 ・体育大会	・いじめ事案発生時の対応 ・重大事案発生時の調査 ・道徳・各教科を通じていじめ防止を推進する取組
6月	・Y P アセスメント実施 ・1年校外学習 ・2年校外学習 ・3年修学旅行 ・人権作文	・地域ボランティア ・生徒会活動による生徒の自発的な取組とその支援 ・Y P アセスメントに基く教育相談実施や支援方法の検討
7月	・生徒、保護者との三者面談	・部活動 ・養護学校との交流
8月	・研修会への参加 ・長期休業前後の生徒の状況把握 ・長期休業中の情報交換、情報共有	・児童支援専任と生徒指導専任との小中連携 ・校内研究授業 ・生徒へのアンケートの実施
9月	・生徒との教育相談	・関連機関（警察、県警少年相談・保護センター）職員による講演会
10月	・文化祭	
11月	・Y P アセスメント実施	
12月	・生徒、保護者との三者面談 ・人権週間活動 ・いじめ防止啓発月間 全市一斉いじめアンケート実施 ・学校評価の検証	
1月	・長期休業前後の生徒の状況把握 ・長期休業後の情報交換、情報共有 ・生徒との教育相談 ・主張大会	
2月	・卒業、進級に向けた教育相談	
3月	・校区小学校との情報共有	・「学校いじめ防止基本方針」の検証、改善